特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法、昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知(5本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付(6住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会(8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更(9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付(1)個人番号の適知及び個人番号カードの交付(1)個人番号の適知及び個人番号カードの交付(1)個人番号の変更	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない、住民基本台帳は、住民基本台帳は、保和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種のも帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ続一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法し基づいて住民基金台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を部aが所見と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②を試入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (2転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修 (3住民票の記載・転出届、世帯変更届等の届出力は職権に基づく住民票の記載・削除又は記載の修 (3住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (30本人) (3住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (30本人) (3位民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (30本人) (3位民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (30本人) (3位民票の記載事項に変更があったの変更 (30個人番号の上等を用いた本人確認 (10個人番号の一下、存定 (4日民記録)とか、(30の「個人番号ので、(4日民記録)とか、(30の「個人番号ので、(4日民記録)との、(4日民記録)と述述は、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)との、(4日民記録)と述述が、(4日民記録)との、(①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
③システムの名称 2、住民基本台帳ネットワークシステム 3、統合宛名システム	②事務の概要	れるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正。 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ③住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変使 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ①個人番号カード等を用いた本人確認 ①個人番号カード等を用いた本人確認 ①個人番号の変更 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人オ号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報			
	③システムの名称	2、住民基本台帳ネットワークシステム 3、統合宛名システム			

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載事項) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県に区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び、番号法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれ
②法令上の根拠	る項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)
	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

四條畷市役所 総務部 総務課 請求先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

四條畷市役所 市民生活部 市民課 連絡先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

電話:072-877-2121(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
	いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] (2) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 布機関については、そ] れぞれ重点項	1) 2) 3)	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及で 基礎項目評価書及で 平価書において、リス	ド全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワー	クシステムを選	通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でを	5る]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分でを	5る]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分でを	5 გან ე	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託			1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分でを	ある]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネ	ットワークシスラ	テムを通じた提供を除く	.) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分でを	ある]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しな	い(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Ε]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分でを	ある]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・決	7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		٨[]	、手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である 人手が介在する局面ごとに人	2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠			は施錠できるキャビネットに保管するなどの措置を			
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	:項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われる 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	けけ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 たって不正に使用されるリスクへの対策 下正な使用等のリスクへの対策 が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 届えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		利用職員のアクセス権限	-クシステムへのアクセスが可能な職員は、ID及び静 艮の適切な管理を行っている。また、人事異動があ			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日		また、仕戌の止しい惟州を休陴9るにめには、 古町せの仕足に思える正郊か司録が数借され	市町村(特別区を含む。)(以下、「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。	事後	
平成29年3月31日		なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令に	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住氏基本 (日本法) (昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の12(通知都道府県以外の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県に区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県に区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、	3、114、116、117、120の項)	事後	
平成29年3月31日	1. 対象時点	平成27年6月19日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年6月19日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 2、特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連の条件が	①個人番号の変更なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・行政手続における特定に個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の2、23、24、25、27、28、31、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、44の2、45、47、48、49の2、50、51、5	37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、80、 84、85の2、89、91、92、94、96、101、10 2、103、105、106、108、111、112、11 3、114、116、119の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、1 6、20、22、22の3、22の4、23、24、24の	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年11月30日 時点	平成30年8月15日 時点	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月30日 時点	平成30年8月15日 時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5、評価実施機関における担	市民課長 木邨 吉洋	市民課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象時点	平成30年8月15日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成30年8月15日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保	記載なし	基礎項目評価書	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日	IV リスク対策4. 特定個人情報ファイルの取	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日	IV リスク対策 5. 不正な提供・移転	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日		記載なし	[〇]接続しない(入手)	事後	様式変更による
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策7. 特定個人情報の保管・消	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和1年6月24日	IV リスク対策 8. 監査	記載なし	[O]内部監査	事後	様式変更による
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策9. 従業者に対する教育・啓発	記載なし	十分である	事後	様式変更による
令和2年7月8日	I 関連情報	用寺に関する広伴の尻とによる週知カート及い 個1乗旦カード並がに桂起担供カットローカン。	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、5	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年7月8日	2. 取扱者致	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
1 全 和 2 年 7 日 2 日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシス	·番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事前	号ズレは9月1日施行の法改正(デジタル関連法案)に伴う
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	テムによる情報連携②法令上の根拠	8、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、81、82、87、94、97、100、104、110、114、116、117、119、124、129、130、132、134、135、137、140、141、142、143、146、149の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、5	務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事前	令和6年5月27日施行の番号 法等の一部改正によるもの
令和7年10月29日	1. 対象人数	令和3年5月31日 時点	令和7年5月31日 時点	事前	
令和7年10月29日	2. 取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和7年5月31日 時点	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である	事前	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業(判 断の根拠)		人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策のため、複数人でのダブルチェックの実施や、特定個人情報の記載のある書類等の保管は施錠できるキャビネットに保管するなどの措置を講じている。	事前	様式変更による
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	様式変更による
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)	記載なし	住民基本台帳システム及び住民基本台帳ネットワークシステムへのアクセスが可能な職員は、ID及び静脈認証により限定しており、利用職員のアクセス権限の適切な管理を行っている。また、人事異動があれば適宜アクセス権限の削除等を行っているため。	事前	様式変更による